

平成26年度よこはまウォーキングポイント事業クーポン券取扱い規約

平成26年12月1日作成

よこはまウォーキングポイント事業クーポン券発行事務局

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本規約は「よこはまウォーキングポイント事業クーポン券発行事務局」(以下「事務局」という。)が発行するクーポン券の取扱いを定めることを目的とする。

(目的)

第2条 多くの市民が日常生活の中で楽しみながら健康づくりに取り組むことのできる仕組みをつくり実施していくことで、特に生活習慣病やロコモティブ・シンドローム(運動器症候群)の予防が求められる中高年の市民、とりわけ、健康づくりに関心があるがなかなか取り組めていない市民への、日々の運動習慣づくりを後押ししていく。その楽しむためのインセンティブとしてのクーポン券を提供する。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、平成26年12月1日から平成27年11月30日までとする。

(発行者及び運営事業者)

第4条 事務局がクーポン券を発行する。

2. 事務局はよこはまウォーキングポイント事業の共同事業者(凸版印刷株式会社、オムロンヘルスケア株式会社)で構成される。事務局は問い合わせ等の対応のため構成員の中から運営に係る事務の代表者を指名することを妨げない。

(クーポン券の名称及び種類)

第5条 クーポン券の名称は、「よこはまウォーキングポイントクーポン券」とする。

2. クーポン券は、額面500円の1種類とする。

(発行総額等)

第6条 クーポン券の発行総額は、1回に付1,500,000円とする。

(クーポン券の配布方法)

第7条 事務局は「よこはまウォーキングポイント事業」の参加者(以下、参加者とする。)の中から抽選により当選した者に対してクーポン券を配布する。この配布の単位はクーポン券6枚を1セットとする。

第2章 クーポン券の利用

(有効期間)

第8条 クーポン券の有効期間は、①平成27年2月1日から平成27年7月31日までと、②平成27年5月1日から平成27年10月31日までの2種類とする。この有効期間を経過したクーポン券は無効とする。

(利用限度額)

第9条 クーポン券の利用限度額は、1回3,000円とする。

(利用店舗)

第10条 クーポン券を取扱う事業所はよこはまウォーキングポイント事業クーポン券取扱協賛加盟店(以下「加盟店」という。)に限る。加盟店はクーポン券の利用が可能であることを掲示する。

(対象商品)

第11条 クーポン券は、加盟店の全ての商品及びサービス等について利用できるものとする。ただし、次号に該当するものは対象外とする。

- (1) 換金性の高いもの(商品券・ビール券・図書券・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手・印紙・プリペイドカード等)。
- (2) 性風俗関連特殊営業に係るもの。
- (3) 国や地方公共団体への支払い及び公共料金などの支払い。

(釣り銭)

第12条 クーポン券の額面に満たない利用のとき、釣り銭は支払わないものとする。

第3章 協賛加盟店

(加盟店の登録)

第13条 よこはまウォーキングポイント事業のリーダー設置店(以下、「設置店」という。)のうち、本事業に協賛しクーポン券の取扱いを希望する設置店は事務局の指定する期限内に所定の申請書に必要事項を記入し、FAXにて事務局に提出する。事務局は問題の無いことを確認のうえ加盟店一覧に登録する。加盟店は次項2. 又は3. に該当する事業所とする。

2. よこはまウォーキングポイント事業のリーダー設置協力店。

3. 当該事業に参加を希望する事業所のうち、事業目的に合致し参加者の利便性を高めるなどの事由で特別に事務局が認めた事業所。

(請求)

第14条 加盟店は利用済みクーポン券を取りまとめて事務局に請求する。

(請求期間)

第15条 利用者から受け取ったクーポン券の請求期間は、平成27年3月1日から平成27年11月15日までとする。請求期間と支払期限は第15条2.に定める。請求期間を過ぎたクーポン券は無効であり請求できない。

2. 請求期間と支払期限

①有効期間:平成27年2月1日から平成27年7月31日のクーポン券

請求月期	請求期間(必着)	支払期限
平成27年 3月期	平成27年 3月1日～15日	3月31日
平成27年 6月期	平成27年 6月1日～15日	6月30日
平成27年 8月期	平成27年 8月1日～15日	8月31日

②有効期間:平成27年5月1日から平成27年10月31日のクーポン券

請求月期	請求期間(必着)	支払期限
平成27年 6月期	平成27年 6月1日～15日	6月30日
平成27年 8月期	平成27年 8月1日～15日	8月31日
平成27年11月期	平成27年11月1日～15日	11月30日

(請求方法)

第16条 加盟店は利用済みクーポン券を取りまとめ、指定請求書に加盟店名、振込口座、クーポン券数、請求金額などを記入し、クーポン券と共に事務局の指定した場所に郵送する。加盟店は利用者が利用したクーポン券の裏面指定欄に自店名を記入、押印すること。

2. 加盟店は事務局の指定する方法に限り、着払いでクーポン券と請求書を送ることができる。その回数は4回までとする。

3. 振込指定口座は1加盟店につき1口座とする。

4. 事務局は、請求書に添付されたクーポン券に基づき不正利用のないことを確認し、有効なクーポン券の額面を合計しその総額を加盟店に対し支払う。

5. 振込手数料は4回まで事務局負担とする。

(加盟店の責務)

第17条 加盟店は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 利用者が利用期間中にクーポン券を持参したときは、クーポン券額面分の商品の販売及びサービス等の提供を行うこと。

(2) 利用者の見やすい場所にクーポン券が利用可能であることを掲示すること。

(3) 利用者から受け取ったクーポン券には、自店名と押印をすること。

(4) 他店押印のあるクーポン券は、受け取りを拒否すること。

(5) 偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに事務局に申し出ること。

(6) 加盟店が自店で利用されたクーポン券の交換、譲渡、売買、換金は禁止する。

(7) 事務局が本事業に関して調査等を行うときには、報告等の協力をすること。

(8) 本規約に定める規約を遵守するとともに、実施要項及び取扱協賛加盟店マニュアル、事務局からの指示を遵守すること。

(加盟店資格の喪失等)

第18条 本規約に違約する行為が認められた場合は、支払の拒否、加盟店登録の取り消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

(損失等の責務)

第19条 利用者から受け取ったクーポン券の盗難、紛失、滅失は、加盟店の責務とする。

第4章 雑則

(届出事項の変更)

第20条 加盟店は登録事項に変更があったときは、速やかに事務局に届け出るものとする。

(返還請求等)

第21条 参加者がクーポン券で、次のことを行った場合は、相当額の返還請求を行うとともに、事務局で審議し決定した処置を取るものとする。

(1) クーポン券を他人に売却すること。

(2) クーポン券を担保に供し、又は質入をすること。

(3) その他クーポン券の目的に相反する行為。

(その他)

第22条 クーポン券発行业務についての問い合わせは次の通りとする。

事務局事務代表者	凸版印刷株式会社
所在地	横浜市西区平沼1-39-3
電話番号	0570-002-202

2. この規約に定めるもののほか、クーポン券発行业務の実施に伴い必要な事項は、事務局が定める。